

関係団体長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

8月17日、国において、大阪府の「緊急事態措置を実施すべき期間」が9月12日まで延長されたことを踏まえ、8月18日、第57回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、8月20日から9月12日までの緊急事態措置に基づく要請（府有施設を含む）を決定いたしました。

現在、7日間新規陽性者数が第四波の感染規模を大きく上回っており、また、企業事業所関連のクラスターの割合が第三波・第四波に比べて増加しています。今後、9月上旬にはデルタ株にほぼ置き換わると予測され、更なる感染拡大の継続が懸念されることから、人と人の接触機会を減らすために、人の流れを抑制することが重要となります。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体（社）内へ周知についてもご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- ・ 多くの方々が集まる施設については、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）を実施すること
- ・ 大規模商業施設については、入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の7割減をめざすこと
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること

別添資料1 緊急事態措置に基づく要請

問い合わせ先 代表 06-6941-0351  
本通知について  
健康医療部生活衛生室薬務課  
薬務企画G 鶴村（内線 6699）  
上記要請について  
災害対策課 健康危機事象対策チーム  
柴田・工藤・細谷（内 4947、4948）